

# 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

## 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1) 救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋葬                  |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の搜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

### (2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

## 7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第22条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

# 災害救助法適用基準（災害救助法施行令）

## 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項**第1号**、令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項**第2号**、令別表第2・第3）

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項**第3号**前段、令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項**第3号**後段）

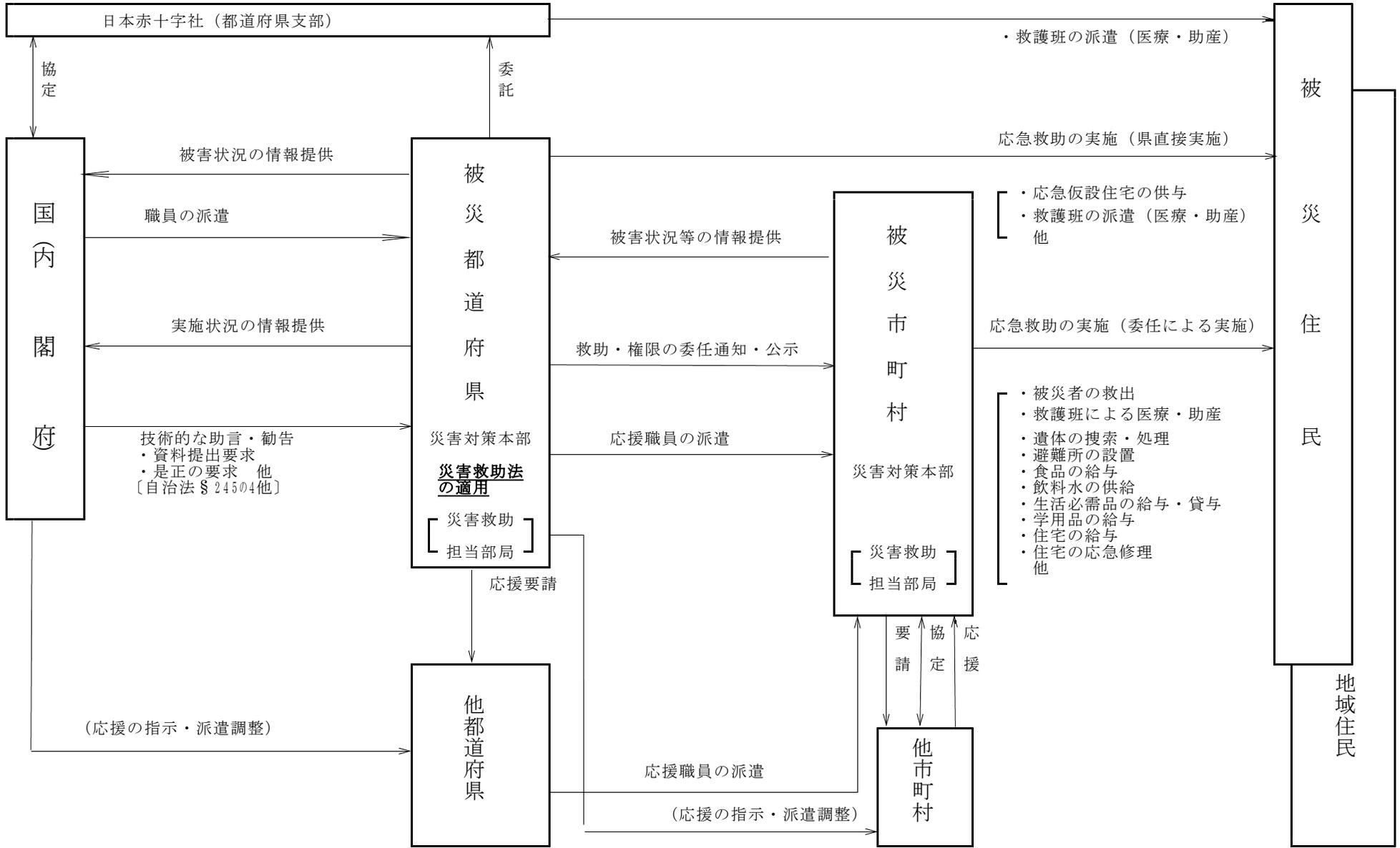
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準府令第1条）

## 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項**第4号**）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準府令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準府令第2条第2号）

災害救助法による応急救助の実施概念図



## 平成25年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失		夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊 床上浸水		夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により応 急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1体当たり 5,000円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

# 災害救助法の適用状況

(平成21年度以降)

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数

## 【平成21年度】

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
平成21年7月中国・九州北部豪雨	山口県	7月21日	(4号) 2市／防府市、山口市
	福岡県	7月24日	(1号) 1市／飯塚市
平成21年台風第9号	兵庫県	8月9日	(1号) 1町／佐用町 (4号) 2市／穴栗市、朝来市
	岡山県	8月9日	(1号) 1市／美作市
<b>計(延べ数)</b>	<b>4県</b>		<b>7市町</b>

## 【平成22年度】

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
7月12日からの大雨	広島県	7月14日	(4号) 1市／呉市 (4号) 1町／世羅町
7月15日からの大雨	山口県	7月15日	(1号) 1市／山陽小野田市
7月16日からの大雨	広島県	7月16日	(4号) 1市／庄原市
10月20日の大雨による被害	鹿児島県	10月20日	(4号) 1市1町1村／奄美市、龍郷町、大和村
大雪	新潟県	1月27日	(4号) 4市／長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市
		1月30日	(4号) 1市1町／上越市、阿賀町
		1月31日	(4号) 3市／柏崎市、妙高市、南魚沼市
霧島山(新燃岳)の噴火	宮崎県	1月30日	(4号) 1町／高原町
		2月10日	(4号) 1市／都城市

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	岩手県	3月11日	(4号) 全13市16町5村/ 宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、大槌町、 山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、 野田村、洋野町、盛岡市、花巻市、 北上市、遠野市、一関市、二戸市、 八幡平市、奥州市、雫石市町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、 矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、 平泉町、藤沢町、住田町、軽米町、 九戸村、一戸町
	宮城県	3月11日	(4号) 全13市21町1村/ 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、 白石市、名取市、角田市、多賀城市、 岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、 大崎市、蔵王町、大河原町、川崎町、 亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、 利府町、大和町、富谷町、大衡村、 涌谷町、女川町、南三陸町、 七ヶ宿町、村田町、柴田町、丸森町、 大郷町、色麻町、加美町、美里町
	福島県	3月11日	(4号) 全13市31町15村/ 福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、白河市、須賀川市、 喜多方市、相馬市、二本松市、 田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、大玉村、 鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、会津美里町、 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 棚倉町、矢祭町、石川町、玉川村、 平田村、浅川町、古殿町、三春町、 小野町、広野町、檜葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、新地町、飯舘村、下郷町、 南会津町、檜枝岐村、只見町、 北塩原村、西会津町、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、塙町、 鮫川村
	青森県	3月11日	(4号) 1市1町/ 八戸市、おいらせ町

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	茨城県	3月11日	(4号) 28市7町2村/ 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、 龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 常陸太田市、高萩市、北茨城市、 笠間市、取手市、牛久市、つくば市、 ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、 常陸大宮市、かすみがうら市、 桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、 つくばみらい市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町、東海村、大子町、 阿見町、那珂市、美浦村、河内町、 筑西市、稲敷市、利根町
	栃木県	3月11日	(4号) 8市7町/ 宇都宮市、小山市、真岡市、 大田原市、矢板市、那須烏山市、 さくら市、那須塩原市、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、 那須町、那珂川町
	千葉県	3月11日	(4号) 6市1区1町/ 旭市、香取市、山武市、九十九里町、 美浜区、習志野市、我孫子市、 浦安市
	東京都	3月11日	(4号) 23区23市1町/ 千代田区、中央区、港区、新宿区、 文京区、台東区、墨田区、江東区、 品川区、目黒区、大田区、世田谷区、 渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、 北区、荒川区、板橋区、練馬区、 足立区、葛飾区、江戸川区、 八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、 府中市、昭島市、府中市、町田市、 小金井市、小平市、日野市、 東村山市、国分寺市、国立市、 福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、 稲城市、羽村市、あきるの市、 西東京市、瑞穂町、武蔵野市
	長野県	3月12日	(4号) 1村/栄村
	新潟県	3月12日	(4号) 2市1町/ 十日町市、上越市、津南町
	小計(延べ数)	10都県	
<b>計(延べ数)</b>	<b>16都県</b>		<b>259市区町村</b>

【平成23年度】

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
7月28日からの大雨	新潟県	7月29日	(4号) 12市3町/ 新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、 加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、 南魚沼市、田上町、阿賀町、長岡市、 見附市、上越市、阿賀野町
	福島県	7月29日	(4号) 1市7町1市/ 喜多方市、只見町、檜枝岐村、 会津町、西会津町、会津坂下町、 柳津町、三島町、金山町
台風12号	三重県	9月2日	(4号) 1市2町/ 熊野市、御浜町、紀宝町
	奈良県	9月2日	(4号) 1市2町7村/ 五條市、御杖村、吉野町、下市町、 黒滝村、天川村、野迫川村、 十津川村、川上村、東吉野村
	和歌山県	9月2日	(4号) 2市3町/ 田辺市、新宮市、日高川町、 那智勝浦町、古座川町
	岡山県	9月2日	(4号) 1市/玉野市
	鳥取県	9月3日	(4号) 2町/湯梨浜町、南部町
台風15号	青森県	9月21日	(1号) 1町/南部町
	福島県	9月21日	(1号) 1市/郡山市
鹿児島県奄美地方における豪雨	鹿児島県	9月25日	(4号) 1町/龍郷町
鹿児島県奄美地方における大雨	鹿児島県	11月4日	(1号) 1町/瀬戸内町
大雪	新潟県	1月14日	(4号) 2市/上越市、妙高市
		1月28日	(4号) 4市/ 長岡市、柏崎市、十日町市、 糸魚川市
		1月31日	(4号) 1市/南魚沼市
		2月3日	(4号) 2市2町/ 小千谷市、魚沼市、湯沢町、津南町、
		2月4日	(4号) 1町/阿賀町

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
大雪	青森県	2月1日	(4号) 1市1町／むつ市、横浜町
	長野県	2月1日	(4号) 1市1町3村／ 小谷村、信濃町、栄村、飯山市、 野沢温泉村
<b>計 (延べ数)</b>	<b>14 県</b>		<b>68 市町村</b>

### 【平成24年度】

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
5月6日の突風等	茨城県	5月6日	(4号) 4市／ つくば市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市
	栃木県	5月6日	(4号) 1市2町／ 真岡市、茂木町、益子町
7月3日からの大雨	大分県	7月3日	(4号) 2市／日田市、中津市
	福岡県	7月3日	(4号) 1市／朝倉市
九州北部豪雨	大分県	7月12日	(4号) 1市／竹田市
	熊本県	7月12日	(4号) 2市1町2村／ 阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、産山村、 高森町
	福岡県	7月13日	(4号) 6市1町／ 久留米市、柳川市、八女市、筑後市、 うきは市、みやま市、広川町
8月13日からの大雨	京都府	8月14日	(4号) 1市／宇治市
台風第16号	鹿児島県	9月15日	(1号) 1町／与論町
11月27日の暴風雪	北海道	11月27日	(4号) 7市町／ 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、 壮瞥町、白老町、洞爺湖町

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
新潟県における大雪	新潟県	2月22日	(4号) 7市1町/ 長岡市、柏崎市、小千谷市、 十日町市、上越市、魚沼市、 南魚沼市、阿賀町
		2月25日	(4号) 1市/妙高市
山形県における大雪	山形県	2月26日	(4号) 1市/尾花沢市
		2月28日	(4号) 1町/大石田町
<b>計 (延べ数)</b>	<b>12道府県</b>		<b>43市町村</b>

### 【平成25年度】

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
融雪等に伴う地すべり	山形県	5月1日	(4号) 1村/戸沢村
7月22日からの大雨	山形県	7月22日	(4号) 2市2町/ 長井市、南陽市、大江町、白鷹町
7月28日からの大雨	山口県	7月28日	(4号) 2市1町/ 萩市、山口市、阿武町
	島根県	7月28日	(4号) 1町/津和野町
8月9日からの大雨	秋田県	8月9日	(4号) 3市/ 大館市、鹿角市、仙北市
	岩手県	8月9日	(4号) 1町/雫石町
8月23日からの大雨	島根県	8月23日	(1号) 1市/江津市
9月2日に発生した突風等	埼玉県	9月2日	(4号) 1市1町/越谷市、松伏町
台風18号	埼玉県	9月16日	(4号) 1市/熊谷市
	京都府	9月16日	(4号) 2市/福知山市、舞鶴市
台風24号	鹿児島県	10月7日	(1号) 1町/与論町

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
台風26号	東京都	10月16日	(4号) 1町／大島町
	千葉県	10月16日	(1号) 1市／茂原市
<b>計 (延べ数)</b>	<b>13都府県</b>		<b>22市町村</b>